議案第　号　　資料１－２

富里市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

１　改正理由

国民健康保険税の税率改正に伴い，基礎課税医療分に係る均等割額及び世帯別平等割額を引き下げるなど，所要の改正を行うものです。

２　改正内容

国民健康保険税の基礎課税医療分に係る均等割額を「20,000 円」から「18,500 円」に，世帯別平等割額を「32,700 円」から「30,000 円」に改め，これらの額に基づく各軽減区分等の額を引き下げます。

単位：円

関係条文		第５条 第６条	第２４条 第１号	第２４条 第２号	第２４条 第３号
区　分		軽減なし	７割軽減	５割軽減	２割軽減
改正前	均等割額	20,000	14,000	10,000	4,000
	平等割額	32,700	22,890	16,350	6,540
	特定世帯	16,350	11,445	8,175	3,270
	特定継続世帯	24,525	17,168	12,263	4,905
改正後	均等割額	18,500	12,950	9,250	3,700
	平等割額	30,000	21,000	15,000	6,000
	特定世帯	15,000	10,500	7,500	3,000
	特定継続世帯	22,500	15,750	11,250	4,500
比較	均等割額	▲1,500	▲1,050	▲750	▲300
	平等割額	▲2,700	▲1,890	▲1,350	▲540
	特定世帯	▲1,350	▲945	▲675	▲270
	特定継続世帯	▲2,025	▲1,418	▲1,013	▲405

○国民健康保険加入者が後期高齢者医療保険へ移行した世帯の平等割の減額で，国民健康保険の被保険者が単身となり，世帯構成に変更が生じない場合

【特定世帯】　平等割額を５年間は，２分の１に減額します。

【特定継続世帯】　特定世帯後の３年間は，４分の３に減額します。

○後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は，改正を行いません。

３　改正による賦課額（調定額）の影響見込額

単位：千円

項　目		改正前	改正後	比　較
基　礎 課税額	均等割賦課（軽減前）見込額	307,000	287,300	▲19,700
	平等割賦課（軽減前）見込額	288,500	268,200	▲20,300
	合計（改正後影響見込額）	595,500	555,500	▲40,000

○平成３０年度当初本算定賦課基準で比較すると，賦課額（調定額）が約４，０００万円下がる見込みです。

４　国民健康保険税の世帯別・軽減別の減額の目安

単位：円

区分／世帯人数		改正前	改正後	比　較
軽減無し （未申告を含む。）	１人世帯	52,700	48,500	▲4,200
	２人世帯	72,700	67,000	▲5,700
	３人世帯	92,700	85,500	▲7,200
	４人世帯	112,700	104,000	▲8,700
	５人世帯	132,700	122,500	▲10,200
７割軽減	１人世帯	15,810	14,550	▲1,260
	２人世帯	21,810	20,100	▲1,710
	３人世帯	27,810	25,650	▲2,160
	４人世帯	33,810	31,200	▲2,610
	５人世帯	39,810	36,750	▲3,060
５割軽減	１人世帯	26,350	24,250	▲2,100
	２人世帯	36,350	33,500	▲2,850
	３人世帯	46,350	42,750	▲3,600
	４人世帯	56,350	52,000	▲4,350
	５人世帯	66,350	61,250	▲5,100
２割軽減	１人世帯	42,160	38,800	▲3,360
	２人世帯	58,160	53,600	▲4,560
	３人世帯	74,160	68,400	▲5,760
	４人世帯	90,160	83,200	▲6,960
	５人世帯	106,160	98,000	▲8,160

５　施行期日

平成３１年４月１日

議案第　号　　（案）

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月１５日提出

富里市長　　相　川　　堅　治

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条中「２０，０００円」を「１８，５００円」に改める。

第６条第１号中「３２，７００円」を「３０，０００円」に改め，同条第２号中「１６，３５０円」を「１５，０００円」に改め，同条第３号中「２４，５２５円」を「２２，５００円」に改める。

第２４条第１号ア中「１４，０００円」を「１２，９５０円」に改め，同号イ（ア）中「２２，８９０円」を「２１，０００円」に改め，同号イ（イ）中「１１，４４５円」を「１０，５００円」に改め，同号イ（ウ）中「１７，１６８円」を「１５，７５０円」に改め，同条第２号ア中「１０，０００円」を「9，２５０円」に改め，同号イ（ア）中「１６，３５０円」を「１５，０００円」に改め，同号イ（イ）中「8，１７５円」を「7，５００円」に改め，同号イ（ウ）中「１２，２６３円」を「１１，２５０円」に改め，同条第３号ア中「4，０００円」を「3，７００円」に改め，同号イ（ア）中「6，５４０円」を「6，０００円」に改め，同号イ（イ）中「3，２７０円」を「3，０００円」に改め，同号イ（ウ）中「4，９０５円」を「4，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は，平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成３０年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第　　号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は，被保険者１人について18,500円とする。	（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は，被保険者１人について20,000円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第６条　第２条第２項の世帯別平等割額は，次の各号に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて，当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第24条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号及び第24条において同じ。）以外の世帯　30,000円 （２）　特定世帯　15,000円 （３）　特定継続世帯　22,500円	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第６条　第２条第２項の世帯別平等割額は，次の各号に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて，当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第24条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号及び第24条において同じ。）以外の世帯　32,700円 （２）　特定世帯　16,350円 （３）　特定継続世帯　24,525円
（国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には，58万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には，19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には，16万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円を超	（国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には，58万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には，19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には，16万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円を超

改正後	改正前
えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　12,950円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　21,000円 （イ）　特定世帯　10,500円 （ウ）　特定継続世帯　15,750円 ウ・エ　（略） （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき27万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　9,250円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　15,000円 （イ）　特定世帯　7,500円 （ウ）　特定継続世帯　11,250円 ウ・エ　（略） （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,700円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　6,000円 （イ）　特定世帯　3,000円 （ウ）　特定継続世帯　4,500円 ウ・エ　（略）	えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　14,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　22,890円 （イ）　特定世帯　11,445円 （ウ）　特定継続世帯　17,168円 ウ・エ　（略） （２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき27万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　10,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　16,350円 （イ）　特定世帯　8,175円 （ウ）　特定継続世帯　12,263円 ウ・エ　（略） （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,000円 イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　6,540円 （イ）　特定世帯　3,270円 （ウ）　特定継続世帯　4,905円 ウ・エ　（略）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） １　この条例は，平成31年４月１日から施行する。 （適用区分） ２　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は，平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成30年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。	